

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1-1 策定の趣旨

本宮市では、良好な環境の保全と創造を図るために平成20年9月に本宮市環境基本条例を制定し、市、市民及び事業者の全てが共同し、環境への負荷の低減に努めるとともに豊かで快適な環境を保全しながら創造していくこととしました。そのため、平成21年2月に本宮市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）を策定し、計画に掲げる「良好な環境を将来の世代に継承していく環境づくり」、「人と自然が共生し、持続的発展が可能な環境づくり」、「地球環境保全を積極的に推進する環境づくり」の3つの基本理念の実現に向け、これまで施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

この間、第1次計画の策定から10年が経過し、国においては地球温暖化*対策を強化するための法改正が行われ、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故により、安全・安心な生活環境や脱原発及び再生可能なクリーンエネルギー*やバイオマスエネルギー*などへの転換が進められるなど、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

このような環境を取り巻く情勢の変化と第1次計画のこれまでの取り組みを踏まえ、新たに展開していくべき環境に関わる施策の取り組みの指針として、本宮市第2次環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を、本計画に含む形で策定しました。

1-2 計画の性格

本計画は、本宮市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画であり、本宮市第2次総合計画と整合性を図りつつ、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

1-3 目指す環境像

本計画を市民、事業者、行政が協働しながら目指していく環境像（将来像）を次のとおり定めます。

「みんなが環境に配慮し、

安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」

1-4 基本理念

目指す環境像を実現するため、本宮市環境基本条例第3条で定めた基本理念を基に、次のとおり本計画実行の基本理念を定めます。

1. 良好な環境を将来の世代へ継承していく環境づくり

私たちの社会は効率性、利便性、経済性を追求し、資源やエネルギーの消費、土地利用等により自然の再生能力を超える負荷を与えてきました。しかしながら、良好で豊かな環境は、将来の世代も含めて共有されているものであり、将来の世代へ継承していく必要があります。

2. 人と自然が共生し、持続的発展が可能な環境づくり

環境は自然生態系の微妙なバランスのもとに成立していることを認識し、環境の保全と創造を進めていかなければなりません。自然環境は、人間が生存する上で必要不可欠な基盤です。持続可能な人と自然の共生を実現していくためには、保全すべき部分は維持、保全し、自然に手を加える部分については、極力自然環境に配慮するとともに環境負荷の少ないものとしていく必要があります。

3. 地球環境保全を積極的に推進する環境づくり

環境問題への取り組みは、「地球規模で考え、地域で行動する。」という言葉に代表されます。たとえば、私たちが普通に生活することにより発生した二酸化炭素等が、地球温暖化の大きな要因となっています。その影響は、海外の遠く離れた場所で起きているだけではなく、日本における集中豪雨や異常気象なども地球温暖化の影響といわれています。

環境問題は、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、関心を持ち、気づき、地域の中でできることから自ら行動することが大切です。

1-5 計画の担い手と役割

目指す環境像「みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」を実現するためには、市民、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、連携、協力、協働しながら環境の保全と創造に関する取り組みを実践していくことが重要です。

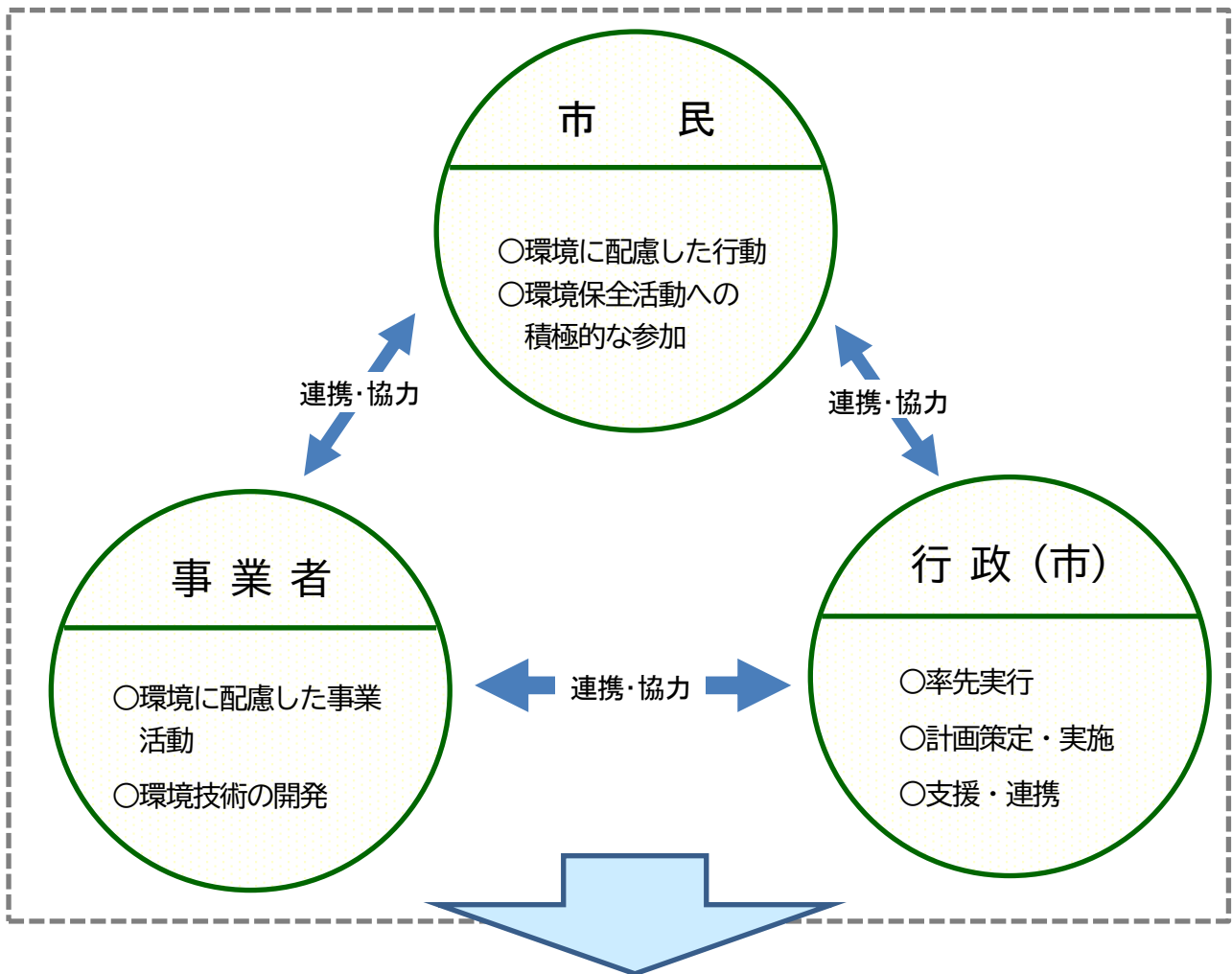
- 市 民

 一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践するとともに、市民活動や他の主体の取り組みにも積極的に参加します。
- 事 業 者

 自らの事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、良好な環境づくりのため積極的に環境に配慮した対応を図ります。
- 行政（市）

 市民、事業者と協働して、環境に関する基本的かつ総合的な計画を策定、実施するとともに、自らも率先して環境に配慮した取り組みを実践します。

各主体の協働イメージ



みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち

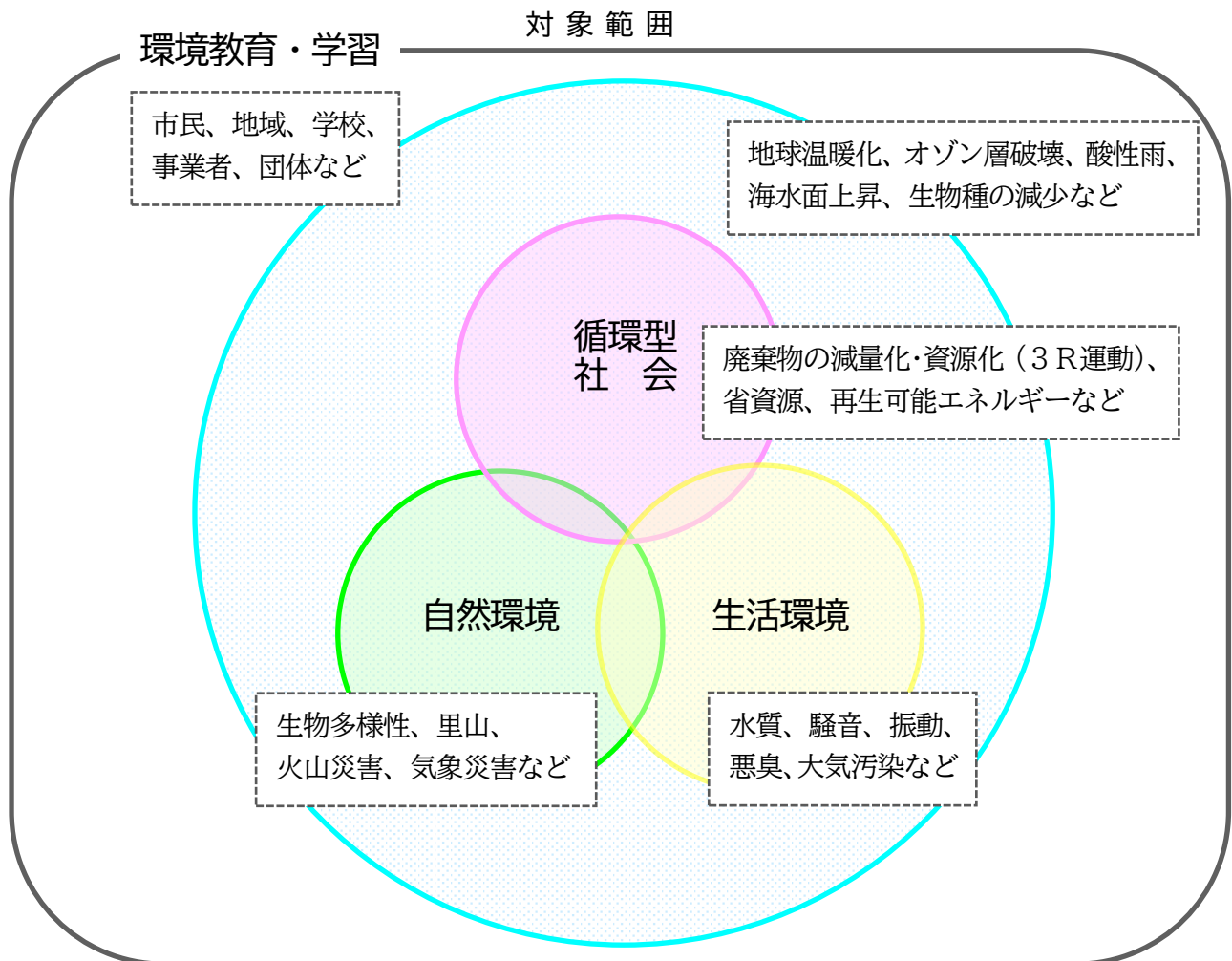
環境配慮行動

今日の環境問題は、それを生み出しているのは社会の仕組みの中にもあります。規範意識（その行動をすべきだと考えること）や有効性感覚（自分の行動が環境改善に影響力があると考えること）などに基づいた一人ひとりの行動が大切であることに、多くの人（市民）は気づき始めています。環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などを環境配慮行動と呼びます。各主体の環境配慮行動を促すことで、環境にできる限り負荷をかけない循環型社会を目指します。

1-6 対象範囲

計画の対象は、身近な環境から地球規模までの幅広い意味での環境を対象とします。

地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海面上昇、生物種の減少など
生活環境	水質、騒音、振動、悪臭、大気汚染など
自然環境	生物多様性、里山、火山災害、気象災害など
循環型社会	廃棄物の減量化・資源化（3R運動）、省資源、再生可能エネルギーなど
環境学習・教育	市民、地域、学校、事業者、団体など



1-7 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度を初年度とし平成40年度までの10年間とします。また、環境問題や社会情勢の急激な変化、及び本宮市第2次総合計画の後期基本計画の改訂状況に応じて、5年に一度見直しを行うこととします。

※ 2019年5月1日以降は、「平成」を新元号年度に読み替えるものとします。

第2節 本宮市の概況

2-1 位置と地勢

◆福島へのそのまち

本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接しています。市域の広がり、東西 17.82km、南北 8.62 km で、面積は 88.02 k m²です。

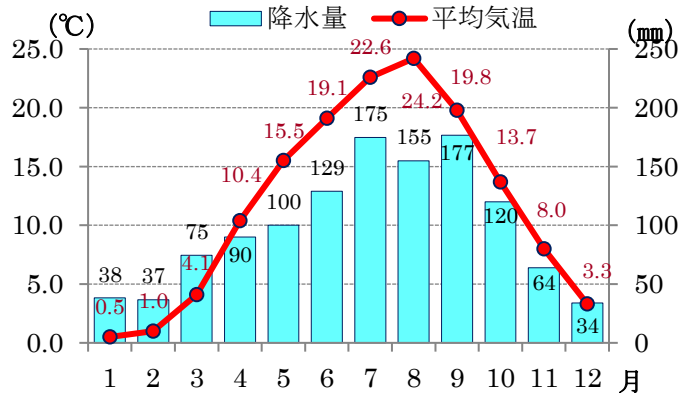
市の中央部には東北地方を代表する名川「阿武隈川」が北流し平地が広がっています。阿武隈川の支流である五百川、安達太良川、百日川、瀬戸川、仲川、白岩川などの多くの河川が流れ、東部は阿武隈山系の岩角山、高松山、岳山などの山並みや丘陵地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有しており、水と緑の豊かな自然に恵まれています。

福島県の中央部に位置し、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄えた歴史を持つ、古くからの交通の要衝地として栄え、現在も交通の要衝にある優位性と可能性を十分に活かし、「福島へのそのまち」として未来に向けてのさらなる成長を目指すまちです。また、阿武隈川流域では農耕に適した平坦で肥沃な土地条件等を生かし、稲作を中心に野菜生産、畜産等が行われてきました。

2-2 気温と降水量

◆比較的温暖

本市は太平洋側気候に属し、年間を通じて比較的温暖で、年平均気温 11.9℃、年平均降水量 1,212.9mm、過去 30 年間(1981 年から 2010 年)の平均気温上昇量 1.5℃、降水量は 253mm 増加しており、温暖化の傾向が出現しています。



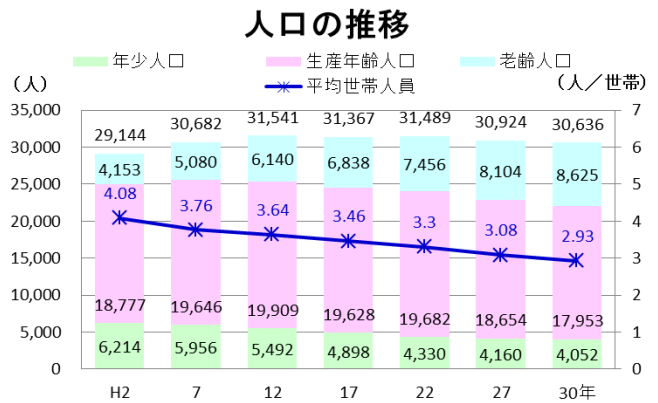
【資料：福島地方気象台二本松観測所(過去 30 年の平均値)】

2-3 人口と世帯数

◆平均世帯人員が減少

福島県の推計人口によると、平成 30 年 7 月の本市の人口は 30,636 人、世帯数は 10,467 世帯です。人口は増加傾向にありましたが、東日本大震災や原子力災害の影響などもあり、その後は減少傾向が続いています。平均世帯人員は平成 2 年に 4.08 人であったのに対し、平成 30 年 7 月には 2.93 人まで減少しており、核家族化や小家族化が進んでいます。

平成 30 年 7 月の年少人口割は 13.2% (平成 2 年 21.3%)、高齢化率が 28.2% (平成 2 年 14.3%) であり、少子高齢化は着実に進んでいます。



【資料：2015 国勢調査】

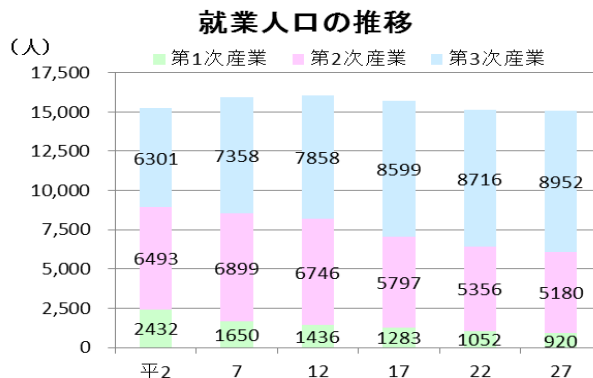
2-4 産業

◆全体の約6割を占める第3次産業

本市の第1次産業の就業者数は、過去20年間で半数以下に減少し、農業後継者の確保や農地の保全が課題となっています。

第2次産業は、平成7年まで増加を続けていましたが、その後は景気低迷等の影響を受け、減少しています。

第3次産業は、右肩上がりです。



【資料：2015 国勢調査】

2-5 土地利用の状況

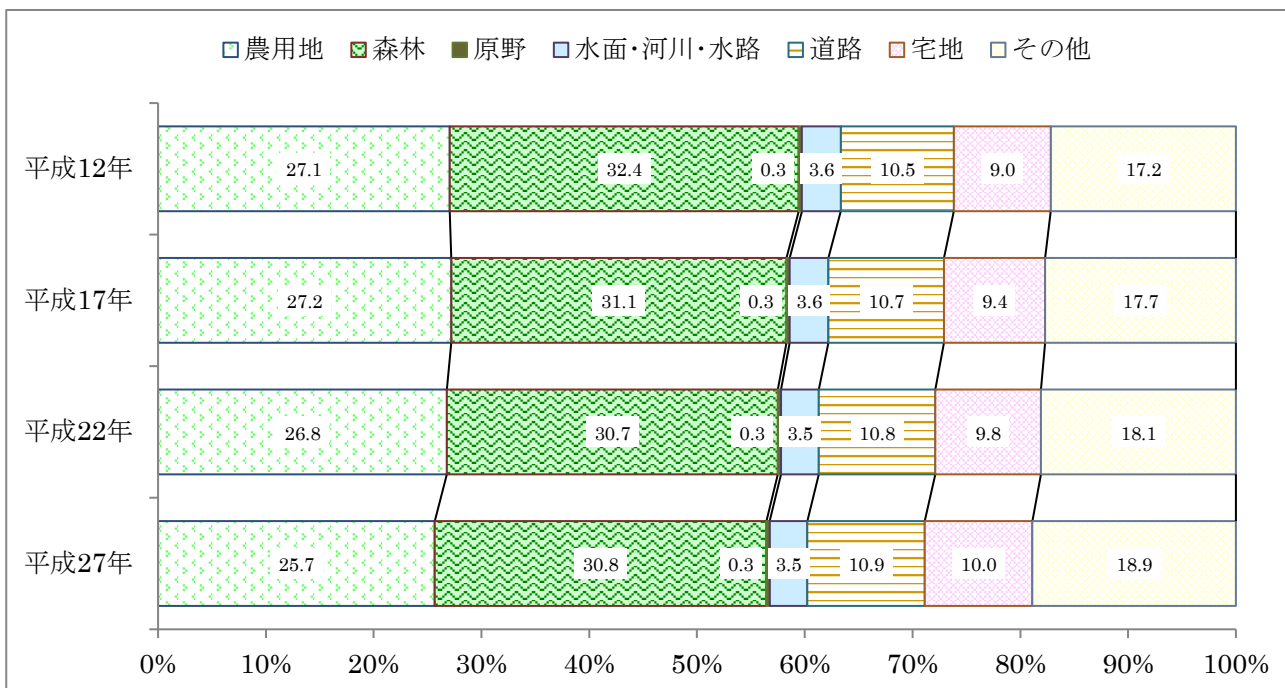
地目別面積の推移

(単位: km²)

年次	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
平成12年	23.83	28.45	0.25	3.15	9.21	7.95	15.10
平成17年	23.92	27.39	0.25	3.13	9.41	8.28	15.56
平成22年	23.56	27.02	0.25	3.12	9.52	8.59	15.88
平成27年	22.56	27.07	0.25	3.12	9.55	8.78	15.88

【資料：農林業センサス2015、福島県森林・林業統計書(平成27年度)、福島県地域別面積管理表】

構成比



第3節 第1次計画の評価

3-1 第1次計画の実績と評価

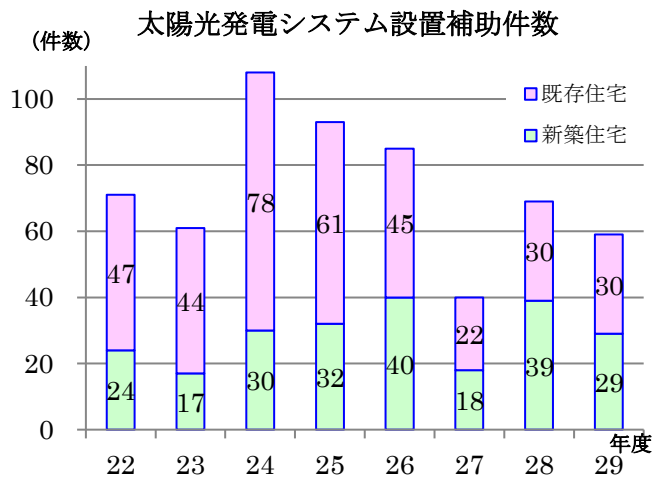
◇地球環境保全対策の推進

地球温暖化対策への取り組み

第1次計画の目標	エネルギーの合理的、効率的利用が図られ省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。
-----------------	---

地球温暖化対策への取り組みとして、新エネルギービジョン*に基づき新エネルギー*の普及促進を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置した市民へ補助金を交付してきました。

公共施設の取り組みとしては、災害時の防災拠点・避難所となる市役所本庁舎や学校・福祉施設に太陽光発電システムを設置し、通常時は発電した電気を有効活用しました。照明器具や防犯灯の消費電力が少なく長寿命のLED*照明に段階的に更新しました。また二酸化炭素の排出を抑制するため、巡回バスやデマンドタクシーなどの公共交通の利用促進を図りました。



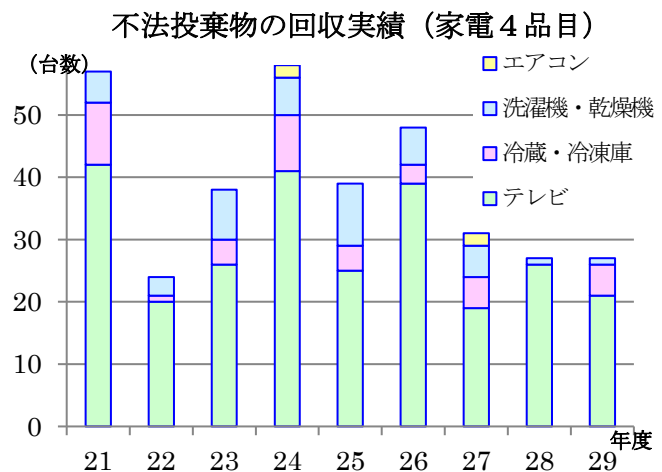
【資料：市民部生活環境課】

オゾン層保護対策への取り組み

第1次計画の目標	フロン類の適正回収、処理が実践されている。
-----------------	-----------------------

特定のフロン*類使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。家庭で使用しているエアコンや冷蔵・冷凍庫は家電リサイクル法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには専門業者に依頼し、フロン類が大気中に放出されないよう、適切に回収し処理しなくてはなりません。

不法投棄された廃棄物のうち、右のグラフのように家電4品目の不法投棄も後を絶ちませんでした。不法投棄物を市で回収後、家電リサイクル法に基づき適切に処理し、また冷蔵・冷凍庫及びエアコンについては、合せてフロンの回収も行っています。



【資料：市民部生活環境課】

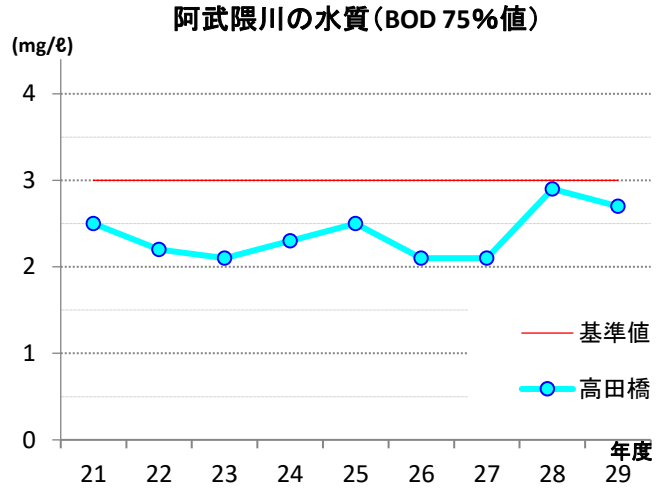
◇生活環境対策の推進

水環境保全への取り組み

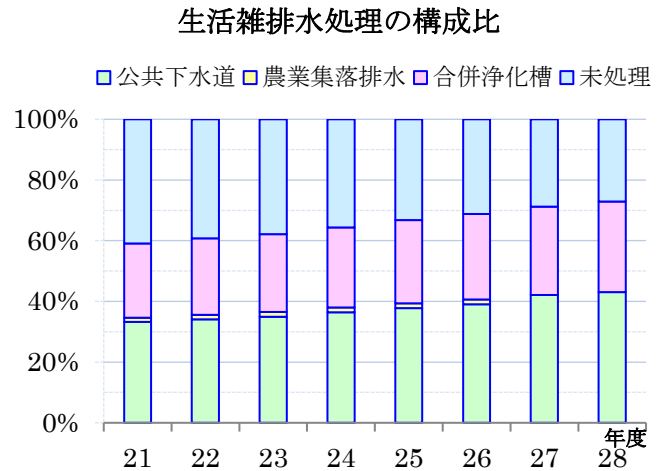
第1次計画の目標	各河川の水質が環境基準以内に保たれている。
-----------------	-----------------------

市内には阿武隈川を始め阿武隈川水系の支流が流れていますが、川の水を汚す主な原因として、家庭から出る生活排水、工場からの排水、農地からの排水などがあります。家庭から出る生活排水は生活様式の変化により量が増え、また油の多い食生活への変化で汚染が進むため、生活排水を適正に処理し放流することが清らかな川の流れにつながります。

BOD（生物化学的酸素要求量）
 水の汚れ（有機物）が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量のこと、値が大きいほど、汚れの量が多いことを表します。
75%値
 月1回の水質調査で年12回分のデータがあった場合、データを小さい順から並べ12回×0.75÷9番目のデータ値をいう。



【資料：福島河川国道事務所】



【資料：建設部上下水道課】

騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み

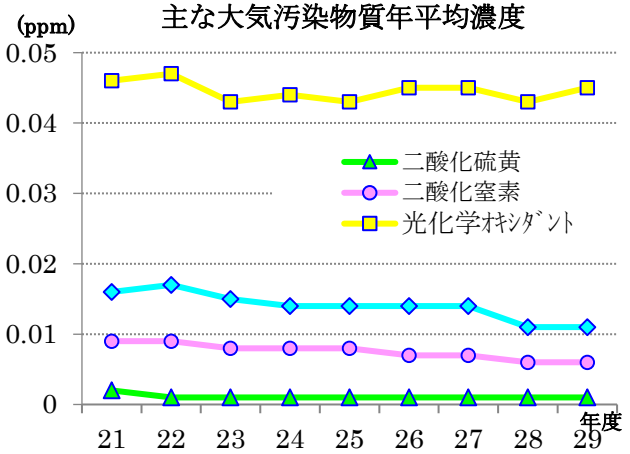
第1次計画の目標	環境基準が保たれ、騒音、振動、悪臭による不快感がなく快適に過ごしている。
-----------------	--------------------------------------

工場等に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設は法令に基づき特定施設として設置届出を行い騒音・振動の防止に努めなければなりません。自動車騒音や新幹線騒音の騒音測定を継続して行いました。新幹線騒音の結果に基づき、事業者への要望活動を福島県が中心となり改善に向け取り組んできました。

大気環境保全への取り組み

第1次計画の目標 環境基準が保たれ、清浄な大気の中で、健康、快適に過ごしている。

大気汚染は工場排煙や車の排気ガスなどの有害物質によって大気が汚されるものであって、県内37地点で常時監視しています。また微小粒子状物質（PM2.5）*については、国の注意喚起のための「暫定的な指針（平成25年2月）」に基づき、広く市民に情報を提供し健康の保持に努めるため市としても発令体制を整え、平成26年2月26日に日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれから注意喚起情報が発令されましたが、その後は情報が発令されるまでには至りませんでした。

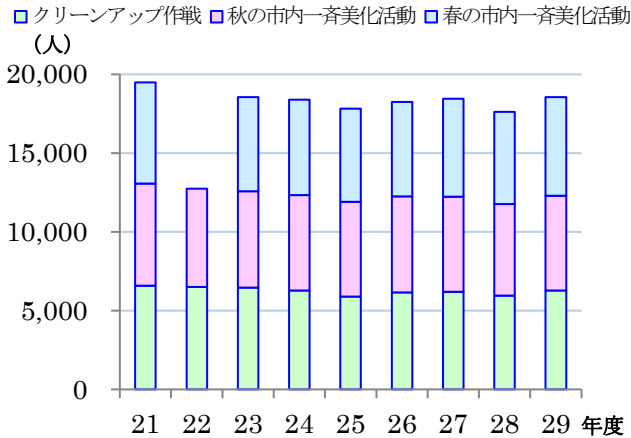


【資料：福島県環境白書】

美化活動・不法投棄対策への取り組み

第1次計画の目標 美化意識が高まり、ポイ捨て、不法投棄等がない快適な空間が確保されている。

市内一斉美化活動の参加状況



【資料：市民部生活環境課】

地域の美しく快適な環境づくりのため毎年3回、市内一斉美化活動を継続して実施してきました。

また環境美化の向上と市民の生活環境の保全のため、各行政区の環境委員が地区環境委員会を組織し、街中清掃、パトロールや不法投棄物の回収を行いました。

【目標達成のための指標】

一斉美化活動等参加率 目標 … 75%

平成29年度実績 … 66.6%

*行政区加入世帯 9,287世帯

*美化活動平均参加者 6,183人

有害化学物質対策への取り組み

第1次計画の目標 有害化学物質による環境汚染が、未然に防止されている。

化学物質は人の生活や経済活動に必要とされる一方で、人の健康や生態系に取り返しのつかない影響を及ぼす可能性もあり、適切に取り扱わなければなりません。

また廃棄物を焼却する場合、800℃以上の高温で焼却しないとダイオキシン*（環境ホルモン*）が発生します。もとみやクリーンセンターでは一般家庭から出された可燃ごみを焼却していますが、焼却温度の管理、設備の点検を行い、排ガス測定では、ダイオキシン類の排出基準を大きく下回っています。

もとみやクリーンセンター ダイオキシン類測定結果

焼却能力	排出基準 (国)	煙突名	平成 29 年度 測定結果	基準との比較
2 t/h未滿	5 [ng-TEQ/m3N]	1号炉煙突	0.00024 [ng-TEQ/m3N]	2万分の1
		2号炉煙突	0.00000084 [ng-TEQ/m3N]	600万分の1

◇人と自然が共生できる環境の創造

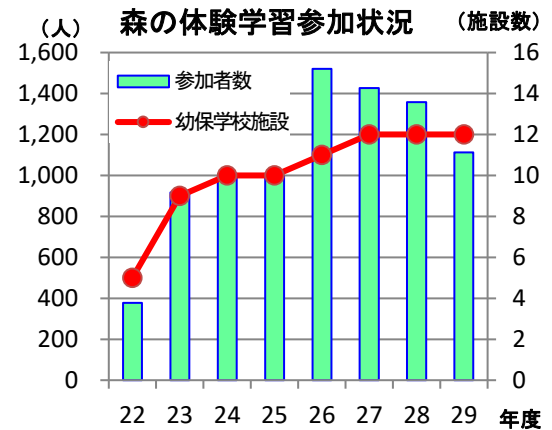
みどりあふれるまちづくり、生物生息空間とうつくしい水辺の保全と創造への取り組み

第1次計画の目標	森林や都市部での緑地等が、適正に管理されている。 緑地や水辺の確保など身近な動植物等とふれあえる環境が確保されている。 魚や様々な生き物が住める河川等の水辺で、散策等が楽しめる。
-----------------	---

みどり豊かなまちづくりを進めるため、生けがきを設置する市民に対して補助をし、また緑化募金を活用し行政区の協力を得ながら「花いっぱい運動」を実施しました。

森林の持つ多面的機能を理解し、森林の役割や自然の大切さを学ぶため、市内小学生と幼稚園児を対象に森林環境学習事業を展開しました。

大震災に伴う原発事故を受け、生活圏である運動公園、都市公園、児童公園の除染作業を実施し、線量低減を図りました。しかし、河川では水の遮蔽効果があるという理由から除染は行わず、河川等の水辺での活動が減りました。



【資料：産業部農政課】

◇循環型社会の形成

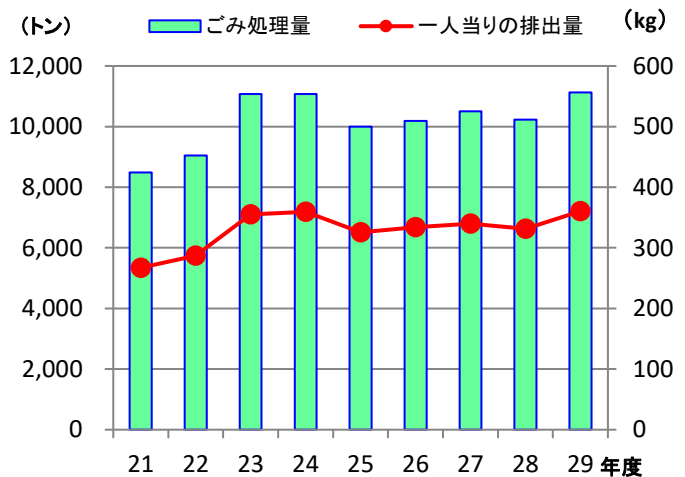
一般廃棄物の減量化・資源化、産業廃棄物の適正処理による環境負荷低減への取り組み

第1次計画の目標	日常生活の中で、ごみの減量化、資源化が実践されている。 適正処理が確保され減量化・資源化の進展により処分量が極力抑制されている。
-----------------	---

資源には限りがあり、地球環境を保全するために私たちにできることを実践していかなければなりません。リサイクル*はとても大事ですが、リサイクルにはエネルギーや新たな資源が必要となります。ごみとして出す前に何回も再使用する、そして最も重要なことは、ごみとなるものを家庭に持ち込まないことです。

「分ければ資源、混ぜればごみ」を提唱し、5種19分類に分別をお願いし、ごみの減量化・資源化を推進してきました。ごみの焼却と埋立処分を極力減らすことによって、循環型社会*の構築を図ってきました。

ごみ処理量(一般廃棄物)の推移(本宮市)



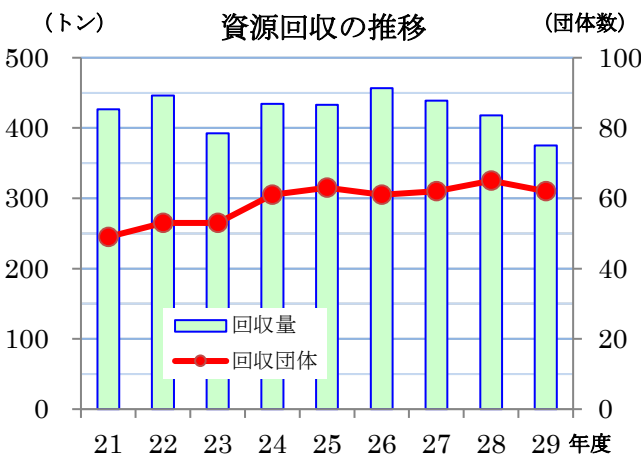
【資料：市民部生活環境課】

【目標達成のための指標】

ごみの減量化率 目標 … 10%減

一人当りの ごみ排出量	平成 19 年度	287.59kg	25%増	要因として、大震災以降、草木が可燃ごみとして排出されるようになったため
	平成 29 年度	360.40kg		

市内の家庭から排出された再生利用可能な新聞紙、段ボール、空き缶、生きビンなどの有価物の集団回収活動を展開し、実績を挙げた地域住民等で組織する団体に対し報償金を交付し、ごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識の高揚並びに資源の有効利用に寄与しました。



【資料：市民部生活環境課】

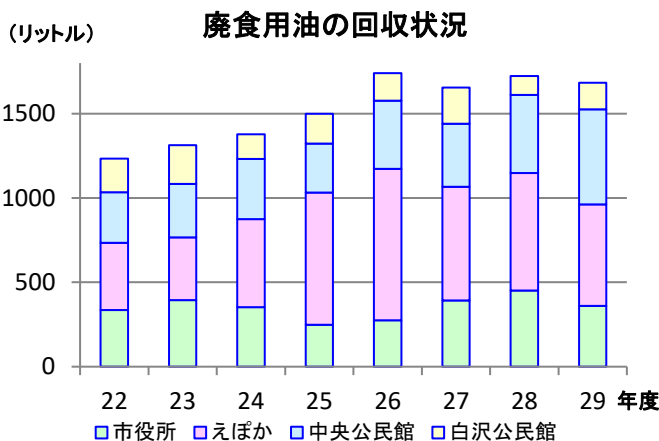
【目標達成のための指標】

ごみの資源化率 目標 … 30%

平成 29 年度の資源化率… 17.7%

可燃ごみが大震災以降増えていることから資源ごみの割合が下がる傾向にあります。

地球温暖化対策と廃棄物の資源化・減量化対策の一環として、家庭で使用済みの食用油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料 (BDF) *を精製する取り組みを行いました。



【資料：市民部生活環境課】

◇環境保全意識の向上、自主活動の促進

環境教育、環境学習、環境保全活動への取り組み

第1次計画
の目標

環境教育の充実が図られるとともに、環境学習が全市的規模で展開されている。より多くの市民、事業者が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。

ごみ分別をなお一層推進するために出前講座*「ごみのことを考えよう」を行い、また小学4年生を対象にごみに関する副読本を配付し、もとみやクリーンセンターの施設見学を実施しました。

本宮市の公式ウェブサイトや広報紙「広報もとみや」に環境に関する情報を掲載し、環境保全意識の向上を図りました。